

市からの連絡帳

6月は、市民税・都民税普通徴収第1期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 ☎042-460-9832

税・年金

家屋調査にご協力を

対象の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 1月2日～平成28年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋

□調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^等)および住宅設備(風呂・トイレ^等)を調査します。

□調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたらご連絡ください。

◆資産税課 ☎042-460-9830

国民年金保険料のクレジットカード納付

国民年金の定額保険料および付加保険料込み定額保険料は、クレジットカード納付ができます。

納付方法は毎月納付・6カ月前納・1年前納から選択可能です(前納による割引額は納付書で支払った場合と同額)。

クレジットカード納付を希望する場合は、年金事務所へお申し込みください。申請用紙は保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)で配布しています。

□申込期限 6カ月前納(10月分^{から})…8月末日
1年前納(平成28年4月分^{から})…平成28

年2月末日
※毎月納付は、申込時期により引き落とし開始時期が異なりますので、☎へお問い合わせください。

※過去の未納分を納付する、または保険料の一部が免除されている場合は、クレジットカード納付はご利用になれません。

☎武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 ☎042-460-9825

福祉・子育て

臨時福祉給付金

市では、市民税(均等割)非課税者世帯を対象とした臨時福祉給付金の申請手続きの準備を進めています。

申請時期などの詳細は、今後、市報・市HPでお知らせします。

◆臨時福祉給付金担当 ☎042-497-4976

児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく!

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に、「児童手当現況届」「児童育成手当現況届」の用紙を送付しますので、6月30日(火)までに必ず提出してください。

□提出方法 ①子育て支援課(田無庁舎1階)へ持参(郵送可)

②市民課(保谷庁舎1階)・各出張所に設置してある専用の回収ポストへ投函
※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。

◆子育て支援課 ☎042-460-9840

中学校教科用図書の見本本の展示

今年度は、中学校教科書の採択年度に当たるため、見本本を展示します。

□展示期間 5月30日(土)～6月18日(休)

場・時

①中央・柳沢・ひばりが丘図書館
火～金曜日：午前10時～午後8時
土・日曜日：午前10時～午後6時

※月曜日・第3金曜日は休館
②保谷庁舎1階情報公開コーナー
月～金曜日：午前8時30分～午後5時

◆教育指導課保
(☎042-438-4075)

くらし

北町市民集会所利用の停止

地域住民の皆さんに活用されている北町市民集会所(北町3-3-19)は、6月22日(月)をもってご利用を停止します。今まで地域市民の交流施設としてご利用くださいましてありがとうございました。今後は、ほかの市民交流施設をご利用ください。

◆文化振興課保
(☎042-438-4040)

小規模店舗等バリアフリー改修工事助成金制度

通路のスロープ化や出入り口の段差解消などの改修工事を行う際に、費用の一部(上限額50万円)を助成します。

対 店舗・診療所などに供する部分の床面積が200㎡以下の既存施設(バリアフリー化が義務付けられていないものに限る)

※助成対象に該当するかなどの詳細は、お問い合わせください。

◆都市計画課保
(☎042-438-4051)

雨水浸透施設の助成制度

集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするための取り組みの一つとして、宅内に雨水浸透施設(降った雨を道路や河川に流さない)を設置する際の設置費用の一部(上限額15万円)を助成します。

□助成対象 市内にある個人が所有する住宅に雨水浸透施設を設置する工事

□実施期間 6月～平成28年2月末日(予定)

※助成対象に該当するかなどの詳細は、お問い合わせください。

◆下水道課保(☎042-438-4059)



雨水浸透施設

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時・場 6月20日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階
※1人40分程度

対 ①市内にある地上2階建て以下の木造戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅

②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)

申 3日前までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会に所属する相談員

◆都市計画課保(☎042-438-4051)

廃棄物処理手数料の減免申請

減免対象世帯の方からの、指定収集袋(ごみ袋)の配布申請を受け付けます。※減免対象や日程などの詳細は、市報5月15日号・市HPをご覧ください。

◆ごみ減量推進課
(☎042-438-4043)

市民税・都民税(住民税)の納税通知書を送付します ◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

平成27年度市民税・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と、公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

通知書には、平成26年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市民税・都民税の金額が記載されています。また、銀行などの窓口で納めていただく方には、納付書が同封されています。納付書は1枚ずつ分かれていきますので、納期(期別)をよく確認して納付してください。詳細は、納税通知書裏面の説明や同封のお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。
※徴収方法が給与からの特別徴収となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

◆納税通知書の発送日

- 65歳未満の方…6月4日(木)
- 65歳以上の方…6月12日(金)

※公的年金などからの特別徴収が開始されたことに伴い、4月1日現在65歳未満の方と65歳以上の方とで納税通知書の発送日が異なりますのでご注意ください。

◆市民税・都民税が給与からの特別徴収(引き落とし)となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内

容を記載しているものです。給与からの特別徴収をしている会社以外からの収入(公的年金などの雑所得、事業所得、特別徴収をしている会社以外からの給与収入^等)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収となっている方でも、ご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

◆コンビニエンスストアなどで納付できます

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書は、コンビニエンスストアなどでもご利用になれます。詳しい納付場所やそのほかの支払い方法については、納税通知書の6ページをご覧ください。

※コンビニエンスストアで納付が可能なのは、納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

◆市民税・都民税の課税・非課税証明書の発行

平成27年度の証明書の発行は、6月4日(木)からです。

※市民税・都民税の納付方法が全て給与からの特別徴収(引き落とし)の方は、5月15日から発行しています。

□交付窓口 市民税課(田無庁舎4階)・市民課(保谷庁舎1階)・各出張所

証明書を発行できる方は、①市民税・都民税申告書または確定申告書を提出した方 ②給与や公的年金

金などの支払先から支払報告書などの提出があった方 ③上記①②に該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載のある市内在住の方です。

①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに、1カ月ほどかかる場合がありますので、お早めに申告してください。市民税・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。

◆平成27年度に非課税となる方

①平成27年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

②平成26年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(平成6年1月3日以降生まれ)の方

③平成26年分の合計所得金額が下表以下の方

□市民税・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	35万円
1人	91万円
2人	126万円
3人	161万円
4人	196万円
5人以上	1人につき35万円加算

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数です。